

神田警察通り沿道まちづくりのこれまでの取り組み

平成22年3月～

神田警察通り沿道整備構想検討委員会

- ・日端委員長、秋山副委員長
- ・委員：地元12町会代表、商店街組合代表、観光協会代表　ほか
- ・オブザーバー：交通管理者（神田警察署、万世橋警察署）

平成22年6月

神田警察通り沿道整備構想の策定

平成23年9月～

神田警察通り沿道整備推進協議会

- ・日端会長、秋山副会長
- ・委員：地元12町会代表、商店街組合代表、観光協会代表
千代田区まちづくり推進部　他
- ・オブザーバー：交通管理者（神田警察署、万世橋警察署）　ほか

平成24年5月～

神田警察通り沿道整備推進協議会「賑わいガイドライン策定検討部会」

平成25年3月

神田警察通り沿道賑わいガイドラインの策定

平成25年4月～

神田警察通り沿道整備推進協議会「エリアマネジメント検討分科会」

本日

第9回神田警察通り沿道整備推進協議会

神田警察通り沿道推進協議会

第1回(平成24.5月)

現況データの把握、ガイドラインの対象範囲、ブランディング等

第2回(平成24.7月)

賑わいガイドラインとりまとめにむけた考え方整理（将来的なまちの方向性、SOHOやコンバージョン、賑わいのターゲット、通りの名称等）

第3回(平成24.8月)

賑わいガイドラインとりまとめにむけた考え方整理（回遊動線、道路内のサービス機能、コミュニティアート、エリマネ組織、働く人の活用等）

第4回(平成25.2月)

- ・賑わいガイドライン（案）について（整備イメージ、植栽の位置、区画道路の整備事例、自転車道の考え方等）
- ・エリアマネジメント（イメージと取組事例）

第5回(平成25.7月)

- ・今後の検討体制（エリマネ専門部会の実施）
- ・エリアマネジメント
- ・地区計画

第6回(平成26.3)

- ・エリアマネジメントについて
- ・電大跡地整備について

第7回(平成27.3月)

- ・エリマネ検討の進め方
- ・沿道や周辺でのまちづくり（博報堂跡地計画）
- ・神田警察通り整備の概要（工区（Ⅰ～Ⅲ）の箇所及び整備計画）

第8回(平成28.1月)

- ・神田警察通り整備の説明（警察協議等による計画変更）
- ・テラススクエア、大手町川端緑道での賑わい創出

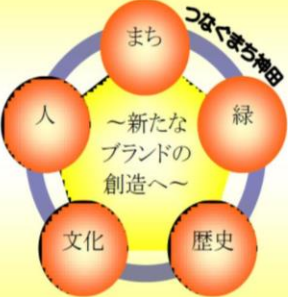
神田警察通り沿道賑わいガイドラインにおける道路整備の方針

I. 神田警察通り全体のまちづくりの方向性

(1) まちづくりの目標

まち「緑」「歴史」「文化」「人」のつながりを通して、
まちの個性と魅力を価値へとつなげるまちづくりを目指す。

つなぐまち神田
～まちの個性と魅力を価値へとつなげる～

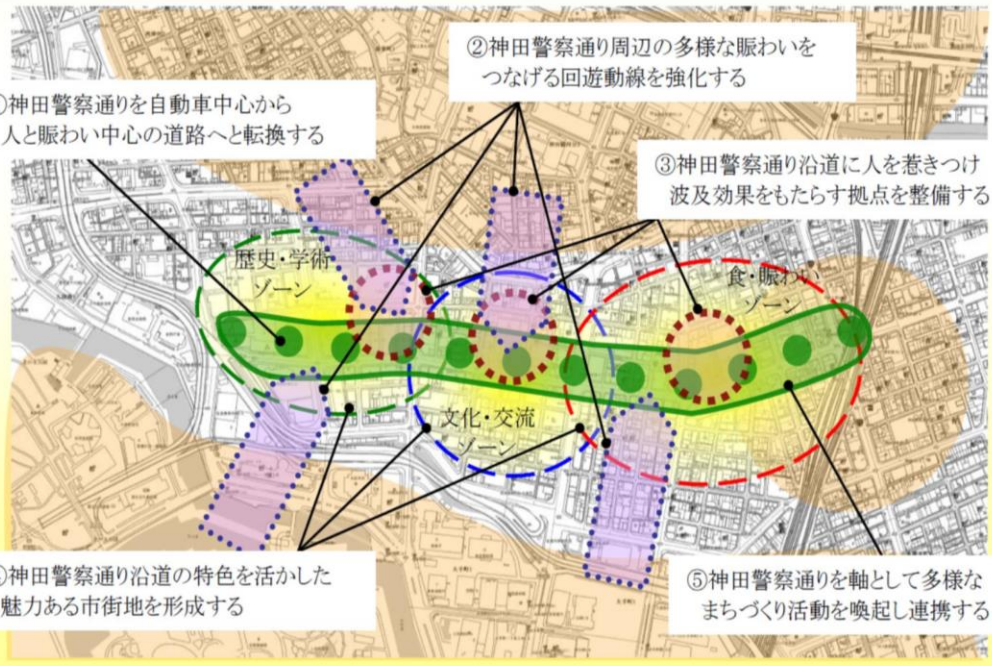


(2) まちづくり方針

まちづくりの目標の実現に向けて、道路の整備、沿道市街地の更新や開発に対し、ハードとソフトが一体となったまちづくりを推進する。

- ① 神田警察通りを自動車中心から人と賑わい中心の道路へと転換する
- ② 神田警察通り周辺の多様な賑わいをつなげる回遊動線を強化する
- ③ 神田警察通り沿道に人を惹きつけ波及効果をもたらす拠点を整備する
- ④ 神田警察通り沿道の特色を活かした魅力ある市街地を形成する
- ⑤ 神田警察通りを軸として多様なまちづくり活動を喚起し連携する

質の高いまちの骨格をつくる
多様な“神田”の相乗効果と呼ぶ
まちの価値形成を先導する
沿道の特色を活かしたまちを作る
エリアマネジメントの構築へ繋げる



II. 道路整備のガイドラインのポイント

◎: 実施すべきもの
○: 実現をめざすべきもの
●: 実現のあり方を検討すべきもの

(1) 神田警察通りのガイドライン

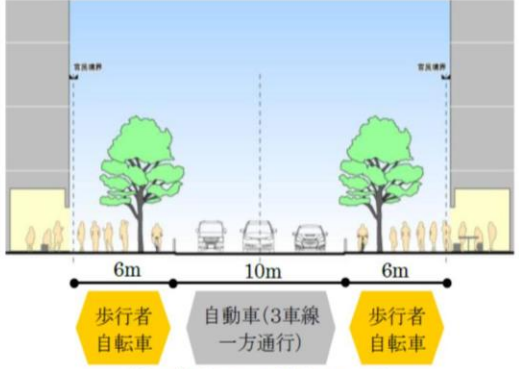
車線数を4車線から3車線に減少、駐車レーンを原則廃止するなどの整備を行い、人と賑わい中心の道路へと転換する(平成 26～28 年度にかけて整備予定)。

- ① 緑豊かで、歩行者や自転車などが安全に居心地よく移動できる環境を整備する

- ◎ 歩道空間の拡幅と快適化
- ◎ 自転車走行空間の整備
- ◎ 豊かな街路樹の整備
- ◎ 街路灯の整備

- ② まちを彩る地域活動や文化が花開く舞台として通りを活用する

- 道路空間の活用への配慮
- 荷さばきや駐車制限
- 自動車の出入りの制限



神田警察通りの整備イメージ
現況: 4車線一方通行・駐車レーン、歩道幅員 2.7～3.5m (有効 1.3～2.2m)
※道路断面構成などの計画は確定したものではありません



(2) 区画道路等のガイドライン

南北の回遊動線を強化して、周辺の多様な賑わいをつなげる(具体的な整備の場所や内容はまちづくり動向に応じて検討)。

- ① 周辺の界限とまちをつなぐ
南北方向の歩行空間と結節点を形成する

- 南北方向の区画道路等の活用
- 交差点でのコーナー広場の形成

- ② 回遊動線沿いに人の流れを呼び込む
賑わい機能や多彩な緑などを導入する

- まち歩きを楽しむ用途の誘導
- 歩行空間の充実や緑化
- 自動車の出入りの抑制



区画道路の整備例(神田)

神田警察通り沿道賑わいガイドラインにおける道路整備の方針

Ⅲ.ゾーン毎のガイドラインのポイント

- 大規模敷地整備による拠点の形成（オープンスペースの確保や機能の誘導）
- 小規模敷地建替えに関するルール形成（壁面の位置の制限等、地区計画の制定につながるまちづくりを目指していく）

歴史・学術ゾーン

落ち着きと風格を活かし、穏やかな賑わい
が感じられるゾーンとして育成していく。

- ・ 歴史的景観を継承する大規模敷地の整備（博報堂）
- ・ 壁面後退、景観誘導（落ち着きのある色彩や素材の使用）、植栽（緑化率）、自動車出入口規制等に関するルールの検討

文化・交流ゾーン

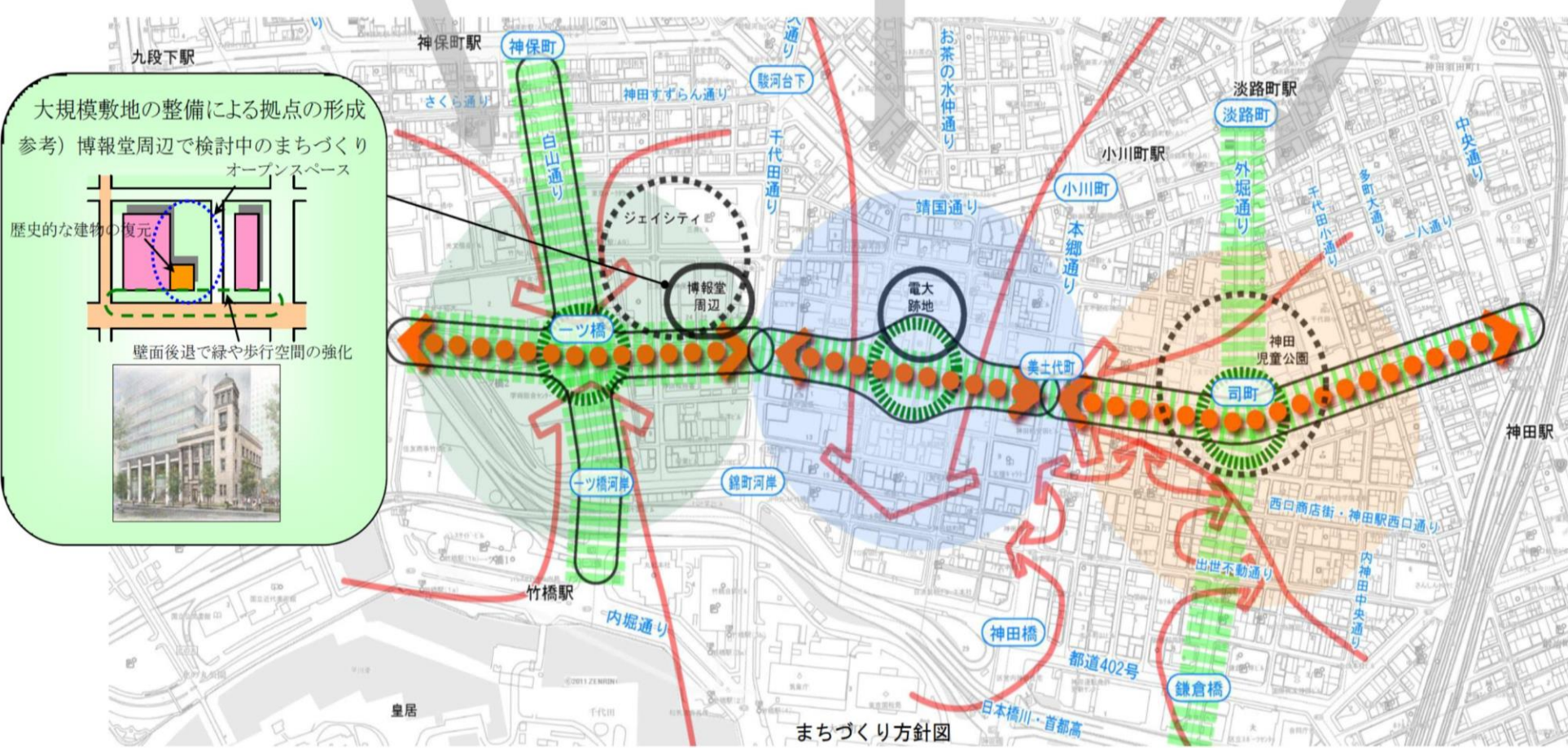
お茶の水や靖国通りの集客力、電大跡地の
土地利用の変化などを活かし、平日も休日も多
様な人を惹きつけるまちへと転換していく。

- ・ 神田警察通りのヘソとして人を惹きつける文化・交流拠点の形成（電大跡地）
- ・ 壁面後退、用途誘導、自動車の出入口規制等に関するルールの検討

食・賑わいゾーン

親しみやすさを活かしながら、安全に楽しく歩
ける空間を増やし、神田駅周辺の賑わいを文
化・交流ゾーンや大手町方面と連続させていく。

- ・ 壁面後退、用途誘導、景観誘導（食・賑わいゾーンの表通りにふさわしいデザイン）、自動車出入口規制等に関するルールの検討



Ⅳ.ガイドラインの実現

個別のまちづくり活動が連携して
「まちの個性と魅力を価値へとつ
なげる」ように本ガイドラインを活
用していく。

(1)まちづくり指針としての活用

当面に予定されている、神
田警察通りの整備、拠点形成
の誘導などで、具体のまちづ
くり指針として活用していく。

【神田警察通りの整備】

- ・ 歴史・学術ゾーン：H26 年度
- ・ 文化・交流ゾーン：H27 年度
- ・ 食・賑わいゾーン：H28 年度

【拠点の開発】

- ・ (仮称)神田錦町三丁目共同建替計画：H27.4 完了予定
- ・ (仮称)神田錦町 3-20 計画：H25.6 完了予定
- ・ 神田錦町2丁目二街区：計画中

【その他】

- ・ 上記に関連する区画道路の整備
- ・ 個別更新、イベント(今後具体化)

(2)エリアマネジメント※の

推進に向けた活用

地域で共有されるまちづくり
の参考イメージとして活用して
いく。

あわせて、具体のエリアマネ
ジメントの推進については、神
田警察通り沿道整備推進協
議会に諮っていく。

※エリアマネジメント：住民、事
業主、地権者等により行わ
れる文化活動、広報活動、
交流活動等のソフト面の活
動を継続的、面的に実施す
ることにより、街の活性化、
都市の持続的発展を推進
する自主的な取り組み

*都市計画用語辞典より参照